

平成20年度 緑苑 事業計画概要

前年の概況

1 養護老人ホーム
 開設48年目、措置制度による新型養護の運営。相談員2名と支援員4名体制。入所者の重度化が進行。自立支援の具体化と要介護者の介護サービス導入については次年度に送った。定員50名。利用者構成は府中市41名、他7区市。男性13名、女性37名。年齢69歳~101歳、平均年齢83歳、平均在所年数6.7年。介護認定は辞退者が多く、支援1.2(9)介護1(6)介護2(4)、介護4(2)。
2 特別養護老人ホーム
 開設14年目、介護保険制度の契約による施設運営。19年9月に都実施指導を受け、施設サービス計画の入所者への交付・個別機能訓練加算算定の適正な計画と実施・業務委託契約の透明性の確保の指摘があり、改善を図った。府中市30名。男性9名、女性21名。年齢66歳~103歳。平均年齢89歳。平均介護度3.8。稼働率97%。入退所各3名、退所3名は長期入院廃止。
3 自立支援ショートステイ
 平成6年より事業開始。4室4名まで。緊急対応用1室。1月より緊急枠を要介護2まで利用幅拡大。利用実績は前68%から58%に減。
4 地域デイ(ほっとサロン)
 平成18年4月よりあさひ苑の1拠点として週2日稼働。登録は火曜日9名、木曜日10名。
6. 昼食会
 毎週土曜日昼食を1食400円で地域に提供。単身者等に喜ばれている。年間実績 食
6. 在宅介護支援センター
 平成15年5月開設。第1地区の緑町、浅間町2町を担当。市包括支援センターあさひ苑、泉苑等との連携を深め、地域高齢者の福祉相談、介護予防、介護サービス提供等、フル稼働地域およびボランティアとの懇談会も3回実施。地域福祉拠点との認知度を高めた。地域高齢者住宅管理委託業務とも連動し順調に経過した。

課題

運営全般
 1 緑苑機能拡充=協体制、建物設備共用、按分会計。
 2 利用者サービス 可能な限りの自立支援とケア向上。
 3 職員の確保及び育成 体制維持へ職員雇用の工夫。ステップアップ支援研修。
 4 事業計画と予算の連動 費用対効果の精査、ニーズ把握
 5 職員増に伴う労働環境の整備 机や椅子、パソコン等購入。
 6 部署間協力 行事やサークル等の見直し及び合同実施。
 7 リスク管理強化 事故及び苦情対応、感染症予防他。
養護老人ホーム
 1 新型養護への転換3年目。公的福祉施設【養護】の堅持。
 2 利用者の力を伸ばす支援策の個別援助方針への明確化。
 3 要介護者への対応方法、週間・月間予定表の見直し。
 4 ゲーム・調理・編物、縫物などしたい時にできる雰囲気作り。
特別養護老人ホーム
 1 プランに基づいたケア提供、モニタリングの実施。
 2 日中の居場所作り、ゆとりある暮らしの場へ諸活動見直し。
 3 看取りケア、認知症ケア等への研修支援。
在宅介護支援センター
 1 地域高齢者実態把握と支援、介護予防相談機能の発揮。
 2 地域高齢者への介護予防啓蒙及び介護サービスの提供。
自立支援ショートステイ
 1 利用率アップ、新規対象者の発掘、市民へPR。
 2 緊急ショート枠の要介護2まで拡大したことでの見守り体制。
地域デイ
 1 鬱、閉じこもり等、在宅高齢者の無気力、孤独、退屈の脱却。
 2 入所者との交流促進、ゲーム、昔の遊び、行事参加支援。

本年重点ポイント

重点ポイント
 1 新型養護の自立支援と介護対応 (個別援助方針に基づく支援)
 2 小規模特養のゆとりある暮らしの実現 (住環境整備と諸活動の見直し)
 3 職員の確保・育成・定着 (明るい職場作り・研修充実等)
 4 防災・防犯の強化 (感染症・事故対応等のリスク管理)
 5 在宅支援センター機能の発揮 (地域高齢者の実態把握と適正な支援)
 6 地域ボランティアの育成と相互協力 (緑苑応援隊の発足、ボラ活動の充実)

全体を通した考え方

1 今年度は、法人事務局業務集約をはじめ世代交代した新たな運営体制のもと、新たな時代の事業運営を始動する。職員間の連携を図り、施設の有する養護と特養、在宅支援センターの複合機能を十分に発揮しつつ、利用者のケア向上と自立支援、介護予防、介護支援を適切に展開していく。
 2 養護は、自立生活支援施設として個別援助方針をより具体化し、利用者自身が有する能力を最大に伸ばし、生きる意欲や自信が沸き立つような支援、生きがいや楽しみの機会を提供できるような環境を整えていく。
 3 特養は、ケアプランに基づくケア提供を最優先すると共に、ひとり一人の利用者がゆとりや豊かさを感じられる暮らしの場としての環境を整える。
 4 在宅介護支援センターは、市包括支援センターはじめ、あさひ苑・泉苑他の関係機関と協力し、増加する単身独居や老々世帯をはじめ、地域社会で生活に困難する方々を最優先し支援する。一方で自立者には一層の自立支援、要介護者へは具体的な介護サービスが適正に提供されるよう活動を展開し地域福祉を推進していく。

| | | 対利用者 | 職員・業務 |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運営・管理 | 事務局担当 | 1 事務局集約業務と施設業務の分担を明確化し、効率よい業務への取り組みを行い、施設におけるサービス向上に専念できる体制を図る。 | 1 事務局業務の集約化 ①経理、請求、勤怠、システム等の集約充実 2 施設業務分担 ①提供サービス、サービス予算の執行管理 |
| | サービス向上 | 1 「利用者が主体的な生活」を送っていただけることを基本に、快適で安心、安全の生活が実感できるよう支援することを目的とする。 2 認知症ケアの理解を深め、実践ケアに活かす。 | 1 サービスの充実と向上 ①相談、要望、苦情の受け止めの充実 ②業務の標準化・サービス評価、オンブズパーソン、第三者評価の実施・情報の共有化と連携・人材育成 2 住環境の整備 3 リスクの管理強化 4 業務記録の点検 |
| 支援センター | 在宅 | 1 高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるネットワークを根付かせる事で要介護者とそれを支えるご家族を支援すると共に、介護保険外の高齢者についても必要なサービスの提供と今ある力を十分に引き出し、地域の中で活躍できる場へと繋げていく。 | 1 地域高齢者の実態把握と施設機能を活かし各機関との連携 2 地域資源(人材、ボランティア)の積極的な受入れ |
| | 地域デイ | 1 従来の目的や名称(ほっとサロン)が変化している中、前年度からの仲間が集う場所として継続する。 2 介護保険他サービスに該当しない人の地域交流。 | 1 養護と連携した活動。(活動に限らず、物品などの使用・保管など含む) |
| ホーム | 養護 | 1 前年度同様、主体的な生活・自主性を引き出す支援を行うことを目標にする。 2 集う場の設定などを工夫し、徐々に利用者同士だけでもできることを探していく。 3 要介護者へは可能な限り支援員で対応しながら、介護サービス利用の可能性を検討していく。 | 1 利用者の集う場づくりと交流促進 2 行事や諸活動への利用者の自主的な参加の促進 |
| | 特養 | 1 個人の意向やリズムを理解した援助を行う。入浴・食事・排泄・意識的なアクティビティ活動を基本にサービス向上に努める。 2 居心地の良い居場所づくり(清潔な環境・心地良い福祉用具選び・個人スペースと公共スペースの使い分けの工夫等) | 1 根拠を明確にしたケアプラン作成。 2 重度高齢者も軽介護の方も安心できる人材育成 3 終末期のケアの考え方の共有 |
| 連携 | 自立支援SS | 1 ①本人または家族の休養②家族不在時の不安解消③食生活改善等、滞在を通して生活リズム作りを支援する。 2 緊急ショートを受入れは要介護2までの方を対象とする。依頼から受入れまでのツールを明確化し、安全に利用できるよう関係機関との連携を図る。 | 1 在支との協力によりPRとリピーター確保の継続。 情報シートの(在支)との共有化。 |
| | 看護 | 1 養護:①健康診断の結果を有効活用し、日常の健康維持をする②訪室を主に衛生環境やメンタル面の現状把握と早期対応をする(感染予防も含む) 2 特養:①健康診断の結果や診療を通し、日常の健康管理を充実する②訪室・ケアを通して変化の早期発見・早期対応をする(感染予防も含む) 3 ショートステイは緊急等、情報不足の状態でも極力受け入れ、早期対応を確実にする 4 職員:①各種健診の実施による、健康管理と維持・向上②感染予防に努め、利用者・職場を守る | 1 健康管理の充実を図るために、各種健診の実施とフォロー 2 介護職との情報交換の充実 3 生活、介護現場に極力足を運び情報を得る 4 研修等を通し、タイムリーな情報提供 5 各部署との報・連・相の充実 |
| | 機能訓練 | 1 利用者のADLの維持回復を図るため、個別機能訓練計画に基づく訓練の実施。日常生活の中で、生活機能維持向上訓練を実施していく。 2 養護、特養の個別ニーズに適した自助具・補助具の提供及び適正管理。 | 1 介護職とともに日常の中で生活機能維持向上訓練を実施 2 介護、看護と連携し利用者に適した自助具・補助具の提供 |
| | 食事 | 1 「食」の安全性の確保、維持に努める。 2 利用者の変化、嗜好に即した食形態に対応する。 3 栄養面のバランスはもとより、日本人の食文化に根ざした楽しめる食事を提供する。 | 1 効率的な業務の追行の見直し。 2 持続的な人材育成。 3 新事業の発足のための準備作業。 4 衛生面の再喚起。 |